

追加でご議論いただきたい事項について

令和8年10月19日
事 務 局

1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

- 提供命令の実効性確保
- 手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避
 - 提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか。
 - プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか。
 - その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか。

2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダの手続への関与の在り方の合理化
- 開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減
 - 必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手続の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか。
 - その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手続への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか。

3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害の発生の防止
 - 新たな権利侵害の発生の防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについて、どのような対応策が考えられるか。

①令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保について

②意見照会の在り方について

③手続の過程で得た情報の適切な取扱いについて

検討課題（第1回）

1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

- 提供命令の実効性確保
- 手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避
 - 提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか。
 - プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか。
 - その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか。

これまでの会合でのご意見等

※第1回から第3回までのご意見

- 国内外の事業者の多くが提供命令に対応しているが、提供命令に強制力がないため、提供命令に対応しない／対応に時間がかかる等により、発信者の特定に至らないことがある。（清水構成員・第2回）
- プロバイダの多層化により、コンテンツプロバイダ（CP）だけでなく、アクセスプロバイダ（AP）に対しても提供命令を申し立てる必要が生じている。（清水構成員・第2回）
- プロバイダの多層化のために手続が遅延し、開示請求が認められても発信者の特定に至らないことがないようにするために、どのように手続の合理化を図ることができるのか検討することが重要。（大谷構成員・第1回）
- 発信者情報を保有しているか否かの調査に非協力的なプロバイダや、時間を要するプロバイダがいる。（清水構成員・第2回）
- CPとAPとで発信者情報開示手続への対応のスタンスは異なる。（北澤構成員・第2回）

検討の論点

- プロバイダの提供命令への対応状況を踏まえ、より迅速な発信者情報の特定・保全に向けて、提供命令の実効性を確保する仕組みの検討が必要ではないか。具体的には、どのような仕組みが考えられるか。
- より迅速な発信者情報の特定・保全に向けた検討に当たり、CPとAPの違い、契約者情報を有するプロバイダと有しないプロバイダの違いを踏まえ、契約者情報を有するプロバイダを迅速に特定する仕組みの検討が必要ではないか。具体的には、どのような仕組みが考えられるか。

【提供命令の不履行に対する制裁の要否】

- 法律上の義務にペナルティがなく、間接強制を課することができないことを踏まえれば、提供命令に適切に応じられないことに対して何らかの制裁を設けるべき。(上沼構成員、垣内構成員、清水構成員、曾我部主査、中原構成員)
- 制裁について、外国会社の登記の際に過料を科す旨を示したことで迅速に対応された例があり、過料でも迅速化に資する可能性はそれなりに高いのではないか。(清水構成員)
- 提供命令の対応について、そもそもプロバイダは発信者情報の特定や請求内容の不備修正に時間がかかっている。適切に対応しているプロバイダが制裁対象となることがないよう考慮が必要。(北澤構成員)

【申立人からプロバイダに対する通知の必要性・妥当性】

- プロバイダの多層化により、手続コストがかかりすぎている。通信の秘密の整理も必要だが、申立人がAPへ開示命令の申立てをした旨のCPに対する通知を省略することで、迅速な提供命令の履行を実現することができるのではないか。(今村構成員)
- 下位プロバイダの氏名等情報の提供を受けてから2か月以内に申立人がプロバイダに対して通知を行わなければ提供命令は効力を失うとされているところ(法第15条第3項第2号)、申立人が通知を行うまでに時間を要する場合があります、プロバイダ・裁判所の管理負担になっているのではないか。(北澤構成員)
- 申立人の通知をトリガーにCPからAPへIPアドレス等が提供される仕組みの合理性には疑問がある。各段階で申立人の意思を確認する趣旨と思われるが、APへ開示命令を申し立てている時点で次の手続へ進む意思は明確であり、通知をトリガーとする必然性はないのではないか。(中原構成員)

【最下位プロバイダの迅速な特定】

- 契約者情報を保有しない中間APを裁判手続に組み込まない制度にできないか。(上沼構成員、大谷構成員、清水構成員、中原構成員)
- 裁判外手続を設けることで実際に迅速性が実現されるのかという観点からの制度設計が必要。(北澤構成員、中原構成員)
- CPに提供命令が発令されていることを前提に、中間的APに一定の義務を課することができないか検討の余地がある。その場合、当該プロバイダを名宛人とする裁判ではない以上、義務の要件・範囲の明確化が重要。(垣内構成員)

【CPの立場について】

- 実効性の観点からは、契約者情報を持っているプロバイダに迅速にたどり着くための仕組みの整備を進めることは重要だが、投稿内容について当事者的立場に立つのはCPであり、CPの主張立証の機会が保障されることが必要ではないか。（北澤構成員）
- CPは自らのサイト上に投稿されている情報の権利侵害の有無に強い利害関係を有する者であり、CPができるだけ発信者情報開示の手續に参与し主張立証を尽くすことが望ましいのではないかと。（上沼構成員）

【APの手續への参加を認めることについて】

- 発信者情報開示請求はそれぞれのプロバイダに対し保有する情報の開示を求める手續であり、手續保障の論点は、それに他の主体がどこまで介入できるのかという問題である。その上で、プロバイダは発信者の利益を代弁する立場に立つところ、CPがより適切に発信者の利益を代弁することが期待できる場合には、CPにその役割を担わせるということに一定の合理性があるといえ、利害関係参加に準じるような形で何らかのAPに対する開示命令の手續に参加することはあり得るのではないかと。（垣内構成員）
- 現行法上はCPがAPに対する開示命令の手續に参加することは困難と考えられるが、プロバイダが発信者の利益を代弁するという発信者情報開示手續の構造を踏まえれば、創設的に利害関係参加を認めることも考えられるのではないかと。（中原構成員）
- 利害関係参加を認める場合、参加するプロバイダの負担等についても検討する必要がある。（北澤構成員）

【その他】

- プロバイダの手續への参与の在り方について検討するに当たっては、住所、氏名等の秘匿の制度が導入され発信者自身が開示命令の手續に参加することも可能になった点についても留意する必要があるのではないかと。（垣内構成員）

1. 非訟手続の実効性確保により、契約者情報を保有する最下位APを迅速に特定することによる被害者救済が図られることが期待される。

一方、CPが発信者の氏名や住所等の情報を保有するケースもあるところ、そのような場合について、手続の実効性確保や合理化等の観点から、何らかの対応が考えられるか。

①令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保について

②意見照会の在り方について

③手続の過程で得た情報の適切な取扱いについて

検討課題（第1回）

2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダの手續への関与の在り方の合理化
- 開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減
 - 必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手續の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか。
 - その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手續への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか。

検討の論点

- 契約者情報を有するプロバイダの迅速な特定を図りつつ、主張立証の機会を必要とするプロバイダに対して当該機会を確保する対応の検討が必要ではないか。具体的には、どのような対応が考えられるか。
- 発信者情報開示請求への対応に当たり、プロバイダに生じる負担の分担について検討が必要ではないか。その上で、具体的には、どのような対応が考えられるか。
- 発信者に対する意見照会の在り方についての検討が必要ではないか。具体的には、どのような対応が考えられるか。

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)

(開示関係役務提供者の義務等)

第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見(当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。)を聴かなければならない。

2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取(当該発信者情報開示命令に係るものに限る。)において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3・4 (略)

「情報流通プラットフォーム対処法」(総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室、2025年)

1 発信者に対する意見聴取義務(第1項)

※ 下線は事務局が付したもの。

- ・ (前略)開示関係役務提供者と発信者との間にあらかじめ有償の役務提供契約が存在する場合は、開示関係役務提供者は民法上当然に善管注意義務を負っていると解され、その場合には本項の定める義務はこのような規定がなくとも負うべき当然の義務であり、本項はそのことを注意的に規定したにすぎないということになる。また、開示関係役務提供者と発信者との間に有償の契約関係がない場合であっても、開示関係役務提供者は、自己の管理するサーバ等の記録媒体等に発信者が情報を記録又は入力したことにより、権利の侵害を受けたとする者から、本請求を受けて発信者のプライバシーや表現の自由、場合によっては通信の秘密にかかわるような情報を開示するかどうかを判断する立場に立たされることになり、発信者との間に一定の社会生活上の関係を有することになるから、条理上、一定の注意義務(自己のものにするのと同じの注意義務)が生じ、その帰結として、開示請求があった場合には、発信者の意見を聴取すべき義務が生じることになると解される。

本項は、以上のとおり、発信者情報開示請求を受けた開示関係役務提供者が契約上、あるいは条理上当然に負うべき義務について、それを明確化するために規定されたものである。本項の義務はあくまで民事上の義務であって、行政罰等によって担保されているものではないが、開示関係役務提供者が本項に定める手続を適切に行わず、そのために発信者に損害が生じた場合には、不法行為等の責任を追及されることとなる。

- ・ (前略)「特別の事情がある場合」とは、例えば、発信者情報開示請求が被侵害利益を全く特定せずに行われた場合等、第5条第1項又は第2項の定める要件を満たさないことが一見して明白であるようなときも含むものである。このような場合には、当該開示請求に関する対応において、特に発信者の意見を確認する実質的な必要性がなく、こうした確認をせずとも発信者の権利利益を不当に侵害することにはならないと考えられるため、本項の義務の対象外とするのが相当であると解される。
- ・ (前略)発信者が開示に同意する旨の意見を述べた場合には、これに基づき開示請求に応じることとなる。反対に、開示に応じることを否とし、開示を求める者の開示請求に対し合理的根拠を示して異議が述べられたときは、原則としてその意見を尊重し、当該開示には応じられない旨の対応(裁判上の攻撃防御方法の提出等の具体的な行為も含む。)をすることが考えられる。ただし、発信者の意見が強行法規や公序良俗に反するものであるような場合にまで、当該発信者の意見に従った裁判上又は裁判外の行為を一律に強いるものではない。なお、本規定は、訴訟における攻撃防御方法の提出等の個別具体的な行為をするに際して逐一発信者の意見を聴かなければならないことまでを要求するものではなく、発信者の意向が十分に反映される範囲で、ある程度包括的に発信者の意見を聴くことも認められる。

【意見照会の省略・簡略化について】

- 制度の検討に当たっては、契約で意見照会を一定の場合に省略することを認める合意をして、利用規約などに書き込んだ上で、
手続を進めることが許容されるのか、あるいは、開示請求が認められたことで、開示請求への対応を行うプロバイダが情報の発信者に対して、プロバイダ側の損失を費用負担として請求するということが認められるかといった、取引実務に与える影響に配慮する必要があるのではないか。（大谷構成員・第1回）
- 意見照会の省略等について検討するに当たっては、そもそも何が原則であるかということを確認した上で、前提として現状の仕組みでどこまでの対応が可能かを明確にした上で、一定の事案類型において例外を認めるべきだとすれば、なぜ原則からの逸脱が正当化されるのかを明確にすることが必要である。（中原構成員・第4回）
- 意見照会義務は、発信者と役務提供者との間の役務提供契約における善管注意義務又は条理上の注意義務の表れであるとの位置付けを維持する限り、その義務の重要性に鑑み単純にこれらを免除することは難しいのではないか。意見照会の実質的な機能に着目すれば、権利侵害ないし不法行為の成立が明らかな事案類型では意見照会を省略することができるという考え方もあり得ないではないと思われるが、そうであったとしても、まず試みられるべきは簡略化の方ではないか。（中原構成員・第4回）

【意見照会の省略について】

- P2P事案では、誤特定の可能性を除き、意見照会は意味をなさないのではないか。プロバイダには人格権侵害事案の意見照会に注力してもらいたく、意見照会を省略できる形があって良いのではないか。（上沼構成員）
- 意見照会で自身が発信者でない証拠を示して開示請求が止まった事例があり、意見照会が全く無意味とはいえない。（清水構成員）
- 法第5条第1項の要件を満たすことが明白であれば、意見照会を省略する「特別の事情」に当たるといえるかもしれないが、要件が恣意的に解釈される可能性がある。また、法第6条第1項に係る標準的な解釈とは相性が悪く、解釈の大幅変更となるため慎重な検討が必要。（中原構成員）
- 意見照会がないと発信者は防御の機会を与えられないまま開示されることになり、従来の「特別の事情」として想定された場合と異なり発信者に不利益が生じるため、他法令でも同様の規律がないことを踏まえれば、省略には慎重な検討を要する。開示は一旦なされると原状回復困難なため、事前の手續保障が重要。契約による省略は消費者契約法第10条等との関係から有効性を考慮する必要がある。（垣内構成員（事務局代読））

【意見照会の簡略化について】

- 発信者の開示請求を認識させる機能が確保される前提なら、具体的方法の簡略化は許容できる。（垣内構成員（事務局代読））
- 意見を聞くのではなく、通知するだけであれば、郵便物の量も減り、負担が軽減される可能性はある。（大谷構成員）
- 現状、P2P事案に限らず意見照会時に事件番号が教えてもらえず、記録の閲覧もできない。事件番号を通知し、裁判手續に關与したい発信者が關与できる仕組みにする方が、実質的な手續保障として実効性がある。（上沼構成員）
- 簡略化は、プロバイダの費用負担軽減につながる方法である必要がある。（北澤構成員）
- プロバイダの負担がコスト的なものであれば、別途行われている負担分担の検討で軽減される可能性もあり、他項目と関連させて検討すべき。昨年11月の総務省による考え方の整理の効果も見えていく必要がある。（曾我部主査）

1. 善管注意義務や条理上の注意義務の趣旨を踏まえつつ、プロバイダの意見照会に係る負担の合理化を図る方法としては、どのようなものが考えられるか。
例えば、意見照会の方法や期間等について簡略化を図ることは考えられるか。
対象となる権利の性質や侵害行為の態様等によって差異はあるか。
2. 利害関係参加等が容易になるよう、意見照会において事件番号の通知を行うことが望ましいのではないか。

①令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保について

②意見照会の在り方について

③手続の過程で得た情報の適切な取扱いについて

検討課題 (第1回)

3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害の発生の防止

- 新たな権利侵害の発生の防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについて、どのような対応策が考えられるか。

これまでの会合でのご意見等

※第1回から第3回までのご意見

- 発信者情報開示制度は、法律上の厳格な要件を満たした場合に通信の秘密の侵害の違法性を阻却するものであるところ、手続の過程で得た情報を公表する行為は、当初の制度趣旨とつながらないのではないか。(北澤構成員・第2回)
- 既存法令で対応できないケースとはどのようなものかを具体的に把握した上で、それを前提として検討する必要があるのではないか。(鎮目構成員・第1回)
- 発信者情報開示請求により取得した発信者情報(発信者の氏名など)を公表する行為が発生しているところ、発信者に対する法的責任の追及のためになぜ発信者情報の公表が必要なのか。(北澤構成員・第2回)
- 開示された発信者情報が第三者に提供された場合、提供先の第三者による当該発信者情報の利用について現行法では規定がない。(北澤構成員・第2回)
- 一般的に損害賠償請求等の目的があることが「正当な理由」とされており、刑事責任の追及は「正当な理由」に該当しないところ、理論上は正しいが、告訴等のために発信者情報開示請求を行いたいという要望は一定程度存在する。(清水構成員・第2回)

検討の論点

- 手続の過程で得た情報を公表する等の行為については、基本的には発信者情報開示制度の制度趣旨に適合しないのではないか。
- 現行法の下での対応に課題はあるか等について、更に検討を進める必要があるのではないか。

第1回～第3回会合における主なご意見(再掲)

- 発信者情報開示制度は、法律上の厳格な要件を満たした場合に通信の秘密の侵害の違法性を阻却するものであるところ、 手続の過程で得た情報を公表する行為は、当初の制度趣旨とつながらないのではないか。(北澤構成員・第2回)
- 既存法令で対応できないケースとはどのようなものかを具体的に把握した上で、それを前提として検討する必要があるのではないか。(鎮目構成員・第1回)
- 発信者情報開示請求により取得した発信者情報(発信者の氏名など)を公表する行為が発生しているところ、発信者に対する法的責任の追及のためになぜ発信者情報の公表が必要なのか。(北澤構成員・第2回)
- 開示された発信者情報が第三者に提供された場合、提供先の第三者による当該発信者情報の利用について現行法では規定がない。(北澤構成員・第2回)
- 一般的に損害賠償請求等の目的があることが「正当な理由」とされており、刑事責任の追及は「正当な理由」に該当しないところ、理論上は正しいが、告訴等のために発信者情報開示請求を行いたいという要望は一定程度存在する。(清水構成員・第2回)

第4回会合における主なご意見

- 被害救済のために通信の秘密の違法性を阻却して提供された発信者情報が晒されることがないように、損害賠償請求を行う等の必要な手続にのみ発信者情報開示を利用できる制約を設けることはできるかなど、制度上の方策を引き続き検討すべき。(大谷構成員)
- 刑事罰を含む法的制裁を用いる場合、どのような利益が害されるおそれがあるのか慎重に検討する必要がある。制度に対する信頼の保護として整理する場合、単に制度に対するイメージが悪化するといった点だけではおそらく足りず、信頼が害されることによって実際にどのような弊害が生じるのか、具体的な弊害についての説明が必要。(鎮目構成員)
- 現行法の枠組みを越えて、発信者情報の晒し行為に対して特別の制裁が必要かという点について改めて検討が必要。(上沼構成員、清水構成員)

【手続の過程で取得した情報をSNS等で公表する行為により害される利益】

- (プライバシーや名誉権に加え、)特定アカウントで継続的に活動している者の本名が暴露されると、以後そのアカウントで匿名活動ができなくなるため、匿名表現の自由にも影響するのではないか。(北澤構成員)
- 匿名表現の自由のほか、平穩生活権や名誉感情、信用、営業利益も考えられる。(清水構成員、中原構成員)
- 公表行為が発信者情報開示制度そのものの信頼性を揺るがしたり、プロバイダに対して悪影響を与えることで制度の安定的な運用を阻害することも考え得るが、制度趣旨への不適合だけでは不十分で、制度の機能不全をもたらすおそれを具体的に説明する必要がある。(鎮目構成員、中原構成員)

【対応の方向性について】

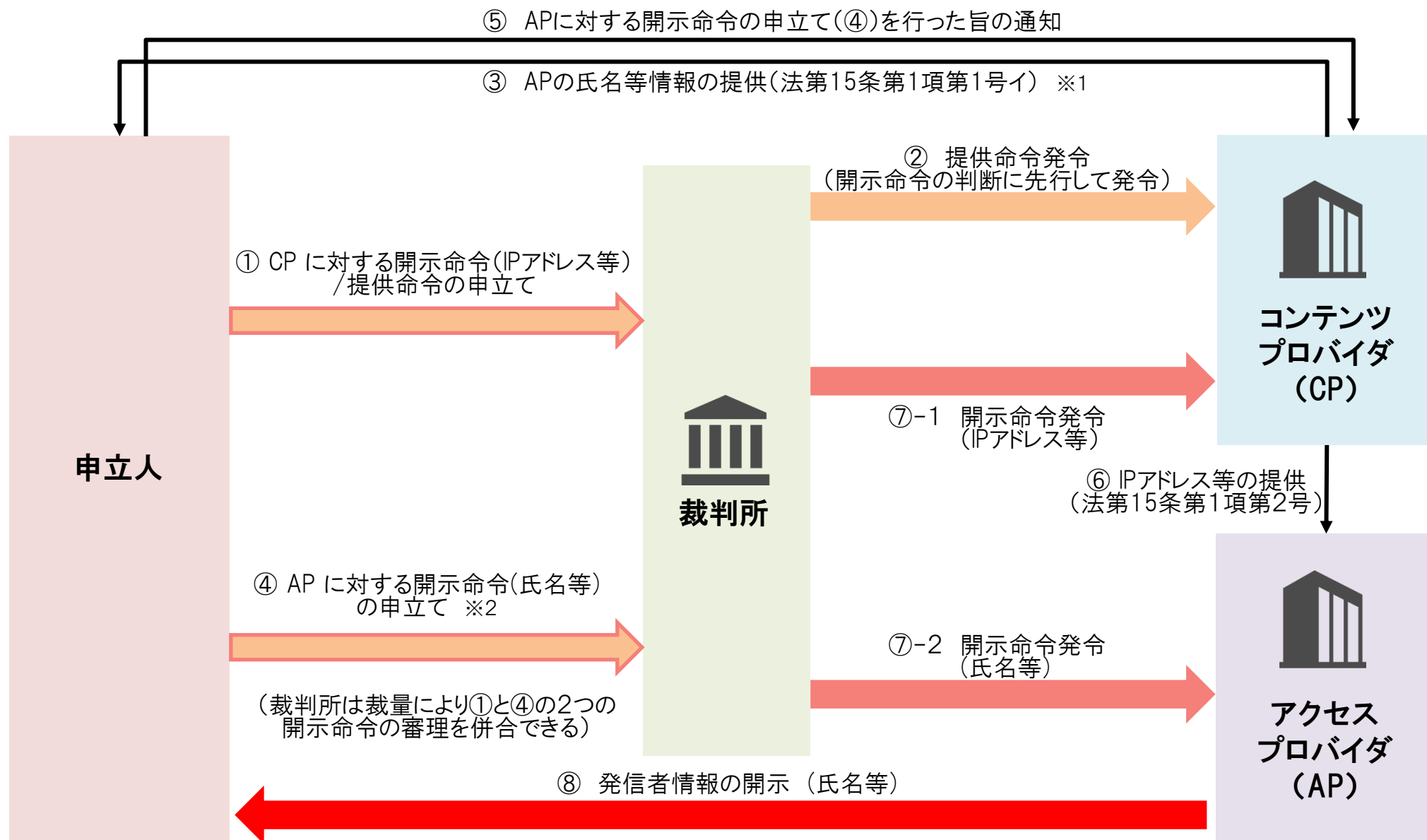
- 発信者情報を公表する行為は、それが公益目的であると主張されると、発信者情報が真実である以上、違法性阻却事由があるとして、名誉毀損に当たると構成するのが難しくなる場合も多い。(北澤構成員、清水構成員)
- 正当理由の要件(法第5条第1項第2号)は申立人が「損害賠償請求等の予定がある」と言えば認められてしまい、晒し行為を裁判所やプロバイダにおいて事前に阻止するのは現実的に難しい。目的外利用が原則として許容されないことを明確化することも必要ではないか。(北澤構成員)
- 正当理由の有無をプロバイダが判断するのは、ガイドライン等でその基準が例示されたとしても、難しいのではないか。刑法規定が親告罪である点に留意すべきで、通信の秘密の制度的保護という社会的法益を重視するなら、別の対応の方向性を検討する余地は理屈上あり得る。(今村構成員)
- 現行法でも違法となるような晒し行為を前提とすると、それでも行われることへ刑事罰を与えることが実効的なのかは疑問であり、遵法意識が下がるだけの可能性もある。発信者情報の晒し行為に特別な措置を設ける場合は、積極的に個人情報を探して晒す行為など他の晒し行為など、他の事例との差分を考える必要がある。(上沼構成員)

【注意喚起・周知の必要性】

- 開示請求で得た発信者情報を不当に利用してはならないことについて、ガイドラインでの明示や明確化を行うなど、周知啓発、注意喚起することがまずは必要。(曾我部主査、上沼構成員、大谷構成員、鎮目構成員)
- SNS公表でなく第三者と情報を共有することがどこまで許されるかについてもあわせて検討が必要。(清水構成員)

1. 発信者情報開示請求の手続の過程で取得した情報を本来の目的以外で利用する行為への対策について、注意喚起・周知啓発を図ることのほか、どのような対応が考えられるか。

参考



※1 CPにおいて、保有する発信者情報によってAPを特定することができない場合には、申立人に対しその旨提供する(法第15条第1項第1号ロ)

※2 下位APが存在する場合には、④の開示命令の相手方であるAPに対し提供命令の申立てを行い、判明した下位APに対し開示命令の申立てを行う(裁判所は、裁量により、これら3つの開示命令の審理を併合することができる。)

申立人

裁判所



コンテンツ
プロバイダ(CP)

⑥ IPアドレス等の提供↓



アクセス
プロバイダ(AP1)

⑬ IPアドレス等の提供↓



アクセス
プロバイダ(AP2)

⑳ IPアドレス等の提供↓



アクセス
プロバイダ(AP3)

① CP に対する開示命令(IPアドレス等)/提供命令の申立て

② 提供命令発令(開示命令の判断に先行して発令)

③ AP1の氏名等情報の提供

⑤ AP1に対する開示命令の申立て(④)を行った旨の通知

②①-1 開示命令発令(IPアドレス等)

④ AP1 に対する開示命令(氏名等)の申立て(※)

⑦ 自身が上位APであり
契約者情報不保有の旨連絡⑧ AP1 に対する開示命令(④)を補正の上
(IPアドレス等)、提供命令の申立て

⑨ 提供命令発令

⑩ AP2の氏名等情報の提供

⑫ AP2に対する開示命令の申立て(⑪)を行った旨の通知

②①-2 開示命令発令(IPアドレス等)

⑪ AP2 に対する開示命令(氏名等)の申立て(※)

⑭ 自身が上位APであり
契約者情報不保有の旨連絡⑮ AP1 に対する開示命令(⑪)を補正の上
(IPアドレス等)、提供命令の申立て

⑯ 提供命令発令

⑰ AP3の氏名等情報の提供

⑲ AP3に対する開示命令の申立て(⑱)を行った旨の通知

②①-3 開示命令発令(IPアドレス等)

⑱ AP3 に対する開示命令(氏名等)の申立て

②①-4 開示命令発令(氏名等)

②② 発信者情報の開示(氏名等)

※ 通常、申立人は下位APの存在を把握できないことから、まずは氏名等情報の開示命令を申し立てる。ただし、下位APの存在が判明した場合には、提供命令に際し下位APの特定に使用可能な情報が開示命令の申立対象に限られることから、開示命令を修正の上で、提供命令の申立てを行う。

- 令和7年11月に、発信者情報開示制度の円滑な運用の実現を図るために早期に着手しうる対策の一環として、開示請求への対応に当たっての考え方等を整理。

○ P2Pファイル共有ソフトの不適切な利用による著作権侵害に係る発信者情報開示請求への対応について (令和7年11月)(抄)

2. 発信者情報開示制度の適切かつ合理的な運用

(1) 意見照会制度の合理的な運用

発信者情報開示請求を受けたアクセスプロバイダは、発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、発信者に対する意見照会義務を負うこととされている(法第6条第1項)。

この点について、意見照会の方法は法令上限定されていないところ、郵送による方法のほか、例えば契約者情報として利用者から申告を受けている電子メールアドレス宛にメールを送付する方法によることも妨げられないものと考えられる。

なお、契約者情報として利用者から申告を受けている電子メールアドレス宛てにメールを送付した場合であって、利用者の申告内容に誤りがある等専ら利用者側の事由により意見照会の連絡が到達しなかった場合であっても、当該事象による不利益は利用者が甘受すべきものであり、アクセスプロバイダにおいて改めて別途の方法による連絡を試みる義務までは負わないものと考えられる。

また、「情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会」が定めるガイドライン^{※11}において、意見照会后2週間程度経過しても回答のない場合には、発信者はこの点に関して特段の主張は行わないものとして扱うこととされているところ、事案の性質等にもよるものの、予め十分な回答期限を明示して意見照会を行った場合において、当該期間を経過しても回答がないときには、意見照会への回答がなかったことを前提として発信者情報開示請求への諾否の判断を行うことは妨げられないものと考えられる^{※12}。

11 情報流通プラットフォーム対処法発信者情報開示関係ガイドライン

<https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/20250513gaido10.pdf>

12 アクセスプロバイダにおいて契約者との間で個別に調整を行うことは妨げられない。

※下線は事務局が付したものの。

- 平成13年（2001年）に旧プロバイダ責任制限法が制定されてから約25年が経過し、インターネット利用を取り巻く状況は大きく変化している。

インターネットの利用状況の変化

インターネット利用率（個人）

46.3%
(2001年)



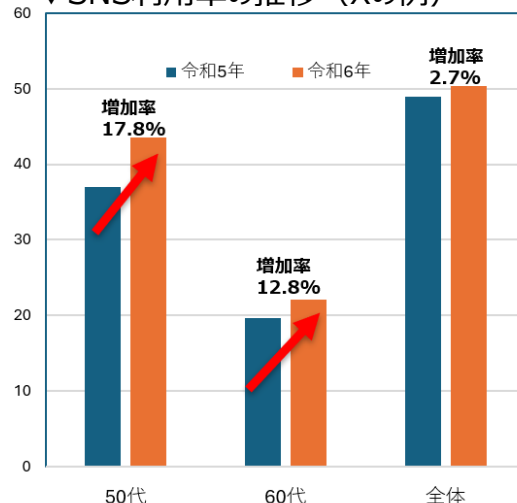
85.7%
(2025年)

(出典) 総務省「通信利用動向調査」

インターネット利用率（年齢階層別）

- 13～69歳の各年齢階層で9割超え
(出典) 総務省「通信利用動向調査」
- 中高年層における主要なSNS等の利用率が増加
 - － 令和5年から令和6年でXの利用増加率は50代において17.8%、60代で12.8%。

▼ SNS利用率の推移（Xの例）

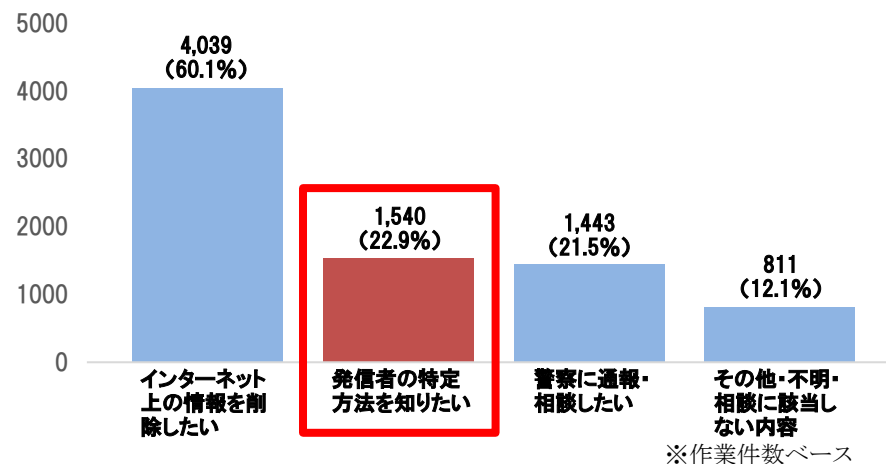


(総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」を基に総務省作成)

(出典) デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会(第9回)資料9-2

発信者情報開示制度の利用の拡大

- 令和7年度に違法・有害情報相談センターで受け付けていた相談件数(6,715件)のうち、「発信者の特定方法を知りたい」という相談は1,540件(22.9%)。



- 裁判所への非訟手続の申立件数は、令和5年から令和7年の3年間で、3,959件から10,072件と約2.5倍に増加。
- 総務省が実施したアンケート調査(※)によれば、令和6年にプロバイダに対して申し立てられた発信者情報開示請求(訴訟、仮処分、非訟、任意請求)の総数は154,484件であり、増加傾向にある。

※ プロバイダに対し、任意で回答を求めたものであり、実態としては更に大量の請求がなされている可能性がある。なお、上記件数のうち大部分は任意請求によるもの。

(出典) 発信者情報開示ワーキンググループ(第1回)資料1-3

- 発信者情報開示請求の手続の過程で取得したと考えられる情報をSNS等で公表した事例として、例えば以下の事例が確認されている。

発信者情報開示請求の手続の過程で取得したと考えられる情報をSNS等で公表した事例

- ① 誹謗中傷の被侵害者が、発信者の情報を発信者情報開示請求により取得した上で、当該発信者の氏名をSNS上で投稿し公表したと考えられる事例
- ② 誹謗中傷の被侵害者が、発信者情報開示請求により取得した発信者の氏名・生年月日・住所等の情報を、インターネット掲示板で公表したと考えられる事例
- ③ 誹謗中傷の被侵害者が、発信者情報開示請求により取得した発信者の氏名等の情報を有料ブログ記事にて販売・公表したと考えられる事例
- ④ 誹謗中傷への対応策として、発信者情報開示請求で取得した発信者情報をインターネット上に公表するための手順を体系化し、実際に発信者情報開示請求で取得した発信者情報を公表するとともに推奨する記事をSNS上で投稿したと考えられる事例
- ⑤ 一定の拡散力を有する者が、誹謗中傷の被侵害者による、発信者情報開示請求によって取得した発信者の氏名を公表したSNS上の投稿を引用投稿する等して拡散させたと考えられる事例

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)

(発信者情報の開示を受けた者の義務)

第七条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

「情報流通プラットフォーム対処法」(総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室、2025年)

- 本条は、第5条第1項又は第2項に規定する発信者情報開示請求権の行使により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報について、法律上認められた被害回復の措置(発信者に対する損害賠償請求権の行使等)をとる目的以外の目的で用いることにより、不当に発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないという民事上の義務(濫用禁止義務)を定めたものである。(後略)
- 発信者情報開示請求は、あくまで、特定電気通信上で加害者不明の不法行為が行われた場合に、被害者に加害者を知るための手段を提供し、被害回復を可能にするための制度であるから、それ以外の目的で開示された情報を用いて発信者の名誉権等の権利利益を侵害した場合には、不当に発信者の名誉若しくは生活の平穩を害したということになると解される。具体的には、発信者の情報をウェブページ等に掲載したり、発信者に対していやがらせや脅迫等の行為に及んだ場合が考えられる。

「害する行為をしてはならない」とは、民事上の義務を定めた趣旨であるが、この規定に違反して発信者に損害が発生したときは、名誉権侵害等の不法行為が成立することとなる。

※ 下線は事務局が付したものの。

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)

(発信者情報の開示請求)

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報(発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)

によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2・3 (略)

「情報流通プラットフォーム対処法」(総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室、2025年)

- (前略)発信者情報は、発信者のプライバシー及び匿名表現の自由、場合によっては通信の秘密として保護されるべき情報であるから、正当な理由もないのに発信者の意に反して情報の開示がなされることがあってはならないことは当然である。このような状況を踏まえ、第5条第1項及び第2項は、一定の厳格な要件が満たされる場合には、開示関係役務提供者に課せられた守秘義務が解除され、その結果、自己の権利を侵害されたとする者が発信者情報の開示を請求することができる旨を法定するものである。(後略)
- 「発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」とは、特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求権及び特定発信者情報の開示請求権の要件として、開示請求者が発信者情報を入手することの合理的な必要性が認められることを意味する。この必要性の判断には、開示請求を認めることにより制約される発信者の利益(プライバシー等)を考慮した「相当性」の判断をも含むものである。例えば、不当な自力救済等を目的とする発信者情報開示請求権の濫用のおそれがある場合や、賠償金が支払済みであり、損害賠償請求権が消滅している場合、行為の違法性を除く不法行為の要件を明らかに欠いており、損害賠償請求を行うことが不可能と認められるような場合には、開示請求者に発信者情報の開示を受ける利益が認められず、発信者情報を入手する合理的な必要性を欠くことから、本条の開示請求権を行使することができない。(中略)正当な理由があるときの具体例としては、(ア)謝罪広告等の名誉回復措置の請求、(イ)一般民事上、著作権法上の差止請求、(ウ)発信者に対する削除要求等を行う場合が挙げられよう。

※ 下線は事務局が付したもの。

○ 刑法(明治40年法律第45号)

第三十四章 名誉に対する罪

(名誉毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(親告罪)

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 (略)

『条解 刑法 [第5版]』(前田雅英ほか編、2025年)

- ・ 名誉毀損罪及び侮辱罪については、被害者の意思を無視して訴追しなければならないほど法益侵害の程度が大きいとはいえないこと、公訴が提起された場合には事件に関する事情が法廷において明らかになり、改めて被害者の名誉を害するおそれがあることから、公訴の提起を被害者の意思に係らせている。

- 発信者情報開示請求の手續の過程で取得したと考えられる情報をSNS等で公表する事例が生じていることにより、プロバイダにおいては、発信者情報開示による二次被害発生リスクを念頭に裁判手續において慎重な対応を行う必要が生じている等の指摘がある。

発信者情報開示ワーキンググループ第2回（令和8年6月24日） 議事概要（抜粋）

（前略）一部のユーザーの方が、この手續を他者を威圧したり、批判者を沈黙させたりする手段として利用する事例も散見されるところです。（中略）命令発令後に二次的被害が発生する固有のリスクがあります。例えば晒しと呼ばれるようなものです。発信者情報開示請求を申し立てた結果、かえって自らの情報が晒されてしまった。そういった事案も聞き及んでいるところではあります。このため、プラットフォームとしては各訴訟を慎重に審査して、真正かつ正当な請求のみを処理をすることが一層重要になると考えております。（後略）

（X Corp. 代理人）

発信者情報開示ワーキンググループ第3回（令和8年7月2日） 議事概要（抜粋）

（前略）開示した情報が思わぬところで利用されるという懸念もしばしばございまして、申立ての中には、自己の経済的利益のために、手續の過程ですとか結果であるとかをWeb上で有償で配布するような方も出てきております。そういったものに歯止めを効かせる方法というのも是非ご検討いただけないかと思っている次第です。（後略）

（Google LLC 代理人）